

7 予 防 第 1 0 1 1 号
令和 7 年 1 1 月 2 8 日

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二 様

東京消防庁
予防部長 伊勢村 修隆

防火・防災管理者の選任及び防火防災管理業務等の実施について（依頼）

平素より、消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京消防庁では、防火対象物の火災予防のため、建物及び事業所の関係者の方々に対し、防火防災管理業務を適正に行っていただくよう、各種取組を推進しております。

また、東京消防庁の統計では、自衛消防訓練を実施している事業所で火災が発生した際、自衛消防訓練を実施していない事業所と比べると、火災の被害が半分程度にとどまっています。

つきましては、事業所及び利用者の方々の安全性を確保するため、貴協会の会員の皆様方へ、下記の事項について周知していただくようお願い申し上げます。

記

1 防火・防災管理者の選任の届出

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要となる建物において、選任の届出をしていない場合は、防火・防災管理者の資格を証する書面（防火・防災管理講習の修了証等）を添えて、管轄消防署へ速やかに届出をしてください。
- (2) 防火・防災管理者の資格を取得するための講習の申込みは、各消防署及び電子申請で受付をしています。

2 自衛消防訓練の実施

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要となる建物では、消防計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を行う必要があります。

なお、建物内のテナントも自衛消防訓練を実施する必要があるため、テナントの関係者にも自衛消防訓練の実施に配意することを伝え、建物側と合同で自衛消防訓練を実施することもご検討ください。

- (2) 自衛消防訓練の方法の一例としては、実動訓練以外にも、当庁ホームページに掲示しています「ネットで自衛消防訓練」を活用して行うこともできます。基本の活動要領に

についての解説動画を視聴後、実際に現地の消火器等の設置場所や避難経路等を確認することで自衛消防訓練としているのでご活用ください。

- (3) 自衛消防訓練を実施する場合は、事前に管轄の消防署へ連絡してください。消防署への連絡は、自衛消防訓練通知書をお持ちいただく方法や電子申請による方法等があります。

3 自主検査等の実施

防火・防災管理者の選任が必要な建物では、消防計画に基づき、日常及び定期的な自主検査等を行う必要があります。消防計画の内容を確認の上、適正な自主検査等の実施に配意してください。また、震災等に備えて、家具類の転倒・落下・移動防止対策についても配意してください。

4 その他

当庁ホームページから、建物を管轄する各消防署を検索できますので、各種届出を行う場合の参考としてください。

問合せ先

東京消防庁
東京都千代田区大手町一丁目3番5号
電話 03-3212-2111
防火管理課自衛消防係 渡部 斎藤
内線 5142 5146